令和８年４月１日からシルバー人材センターの契約が変わりました!!
（対象は、請負・委任業務で、派遣業務については従来通りです。）

STEP 01	依　　頼　　発注者様がセンターに仕事を依頼
STEP 02	規程同意 発注者様が「萩広域シルバー人材センター利用規程」「会員業務就業規程」に同意
STEP 03	利用契約 発注者様は、センターと「シルバー人材センター利用契約」を結びます
STEP 04	センターは利用契約を基に「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示 （会員への事前明示は原則としてスマホアプリSmile to Smileでの通知）
STEP 05	仕様書同意 会員が会員業務仕様書に同意する（発注者様と会員間で請負委任契約が成立）
STEP 06	就　　業 会員は、会員業務仕様書に基づき就業します
STEP 07	委託料請求と支払 センターが発注者様に料金を請求し、発注者様は、センターに料金を支払います （旧:事務費⇒新:センター業務委託料、旧:配分金⇒新:会員業務委託料、旧:材料費⇒新:材料費）
STEP 08	報酬支払（旧:配分金⇒新:会員業務委託料） センターから会員に報酬を支払います

発注者様・会員の皆さんは、新たに制定された「萩広域シルバー人材センター利用規程」「会員業務就業規程」を、当ホームページでご確認ください。